

被災家屋等の解体撤去費用に係る償還申請書(自費解体)

令和 年 月 日

人吉市長

様

申請者 ふりがな (氏名) 印
※法人の場合、名称及び代表者

(生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日

(住所) 〒
※住民票上の住所ではなく、郵便が届く場所

(電話番号) — —
※日中に連絡がつくもの

家屋等の所有者との関係 本人 本人以外()

令和2年7月豪雨災害により被災した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体撤去しました。
 つきましては、当該被災家屋等の解体撤去費用について、負担していただきますよう申請します。

記

家屋等の所在地		
家屋等の数・種類	計 棟	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 <input type="checkbox"/> 分譲マンション(名称) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅・寮・社宅(名称) <input type="checkbox"/> 事務所・店舗・作業所 <input type="checkbox"/> その他()
家屋等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる <small>※共有物件は、共有者の同意書と印鑑証明書が必要です。 ※所有者がお亡くなりの方は相続人の同意書と印鑑証明書が必要です。</small>	(住所) ふりがな (氏名・名称)
り災(被災)証明書	<input type="checkbox"/> 取得済 <input type="checkbox"/> 未取得	
解体前の家屋等の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた(又は生じる恐れがあった) (⇒具体的状況について簡潔に記載してください。)	
家屋等の権利関係	(1) 共有名義人	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(自分の外 名)
	(2) 相続権者	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(自分の外 名)

解体の状況	(1) 契約内容 契約日 : 令和 年 月 日 契約期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 解体完了日 : 令和 年 月 日
	(2) 家屋等の解体を委託した解体業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____
	(3) 家屋等の解体撤去に要した費用総額 _____ 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 申請者本人又は受任者であることを証する書面(写真付)〈例〉運転免許証 <input type="checkbox"/> 罹(被災)証明書【原本】(被災証明は被害の程度が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(建物・全部) <input type="checkbox"/> 建物配置図 <input type="checkbox"/> 被災状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 解体撤去工事に係る契約書(写し) ※原本を持参して下さい <input type="checkbox"/> 解体撤去費用に関する領収書(写し) ※原本を持参して下さい <input type="checkbox"/> 解体撤去費用に関する内訳がわかるもの(写し) ※原本を持参して下さい 〈例〉見積り明細、請求書内訳票 <input type="checkbox"/> 解体撤去に係る各工程ごとの施工前・施工中・施工後の写真 <input type="checkbox"/> マニフェスト伝票(写し)※民間の処分場で処理した場合 ※原本を持参して下さい 特別搬入許可証※人吉中核工業用地に搬入した場合 <input type="checkbox"/> 委任状(実印及び印鑑登録証明書が必要) 〈申請者と家屋等の所有者が異なる場合〉 <input type="checkbox"/> 被災家屋等の解体撤去費用に係る償還申請の同意書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 相続したことが分かる書類一式(解体する建物の所有者が死亡している場合に必要)

人吉市に対して上記被災家屋等の解体撤去の費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 自費解体の費用償還は、申請受付で必要書類を提出後に書類の精査が行われ、その後の現地調査において、申請された被災家屋等が解体撤去された事実を市の調査員が確認できたことで、費用償還を行うこと。
- 2 この解体撤去費用申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより人吉市に損害が発生した場合には、申請者がその責任において誠意を持って賠償すること。
- 3 上記被災家屋等の解体撤去に関して人吉市が申請者に支払う費用は、人吉市が定めた基準により算定した額となるので、解体業者等への支払金額を下回ることがあること。
- 4 上記被災家屋等の解体撤去に関して人吉市が申請者に支払う費用の対象は、家屋等の解体・撤去を行ったもののうち人吉市が解体・撤去に必要と認めるものであること。
- 5 申請者及び借地・借家人・抵当権者など、上記家屋等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者がその責任において誠意を持って解決すること。
- 6 人吉市が解体撤去費用の償還に関する事務を行うために必要な範囲で、固定資産税の評価、賦課、罹(被災)状況及び解体撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に閲覧・照会すること。

氏名(自署)

印
